

議第 1 1 9 号

高島市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

高島市長 福 井 正 明

高島市水道事業給水条例の一部を改正する条例

高島市水道事業給水条例（平成 1 7 年高島市条例第 2 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の表を次のように改める。

基本料金			超過料金（1 m ³ につき）
給水管の呼び径	基本水量	金額	
1 3 ミリメートル	1 0 m ³ まで	1, 5 4 0 円	1 0 m ³ を超え 1 0 0 m ³ まで 1 2 1 円
2 0 ミリメートル		1, 6 5 0 円	1 0 0 m ³ を超え 2 0 0 m ³ まで 1 5 4 円
2 5 ミリメートル		2, 8 6 0 円	2 0 0 m ³ を超え 5 0 0 m ³ まで 1 7 6 円
3 0 ミリメートル		4, 4 0 0 円	5 0 0 m ³ を超えるもの 1 9 8 円
4 0 ミリメートル		8, 1 4 0 円	
5 0 ミリメートル		1 2, 6 5 0 円	
7 5 ミリメートル		3 0, 8 0 0 円	
1 0 0 ミリメートル		5 6, 6 5 0 円	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この条例の施行の日以後に行うメーターの検針により算定する使用水量に係る料金から適用し、同日前において算定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。